

# ハクビシン・アライグマ対策事業 利用者の方へ

令和8年4月1日現在

足立区ハクビシン・アライグマ対策事業をご申請いただき、ありがとうございます。

ご申請内容を確認し、本事業利用の承認が決定いたしましたので、今後の流れ等についてご案内いたします。ご一読いただき、内容にご不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせください。

## 1 今後の流れ

- 1 お渡しした「利用承認通知書」と「申請書の写し」は事業完了まで大切に保管してください。
- 2 委託事業者から連絡があります。現地調査・捕獲器設置の日時等を調整してください。
- 3 以下のルールを遵守してください。

### 利用者の方にさせていただくこと（ルール）

- 1 現地調査、捕獲器の設置・回収、対象動物の回収、捕獲器の移動及び閉鎖・開放並びに錯誤捕獲時の開放、捕獲器撤去後の消毒、餌の交換及び糞等の清掃時には**立ち合いが必要です**。
- 2 設置した捕獲器を**移動させない**てください。
- 3 事業の実施について、近隣へ周知すること。また、捕獲器設置による事故防止のため、区が配布する注意喚起のちらしを第三者から見やすい場所に掲示してください。
- 4 **毎日、捕獲器を見回り**、餌の状況確認等、適切に管理すること。
- 5 **餌を用意すること**。また、屋外に捕獲器を設置した場合は、**週1回程度、餌を付け替える**こと。（屋内に捕獲器を設置した場合は、委託事業者が餌を付け替えます。）
- 6 動物が捕獲された場合、**速やかに委託事業者に連絡**すること。
- 7 生活環境被害がある場合、その対策（侵入口を塞ぐ等の工事、糞尿撤去、清掃等）及び再発防止のための対策をすること。

足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱 別表2より

- 上記4・5・6について、その方法及び連絡先は、捕獲器設置の際に委託事業者から説明します。
- 上記5について、[屋内（屋根裏、床下など）]に捕獲器を設置した場合は、餌の交換、捕獲器周囲の消毒、糞等の清掃を委託事業者が実施します。
- 上記6について、タヌキ等ハクビシン・アライグマ以外の動物が捕獲された場合は、委託受託者がその場で捕獲器を開放します。なお、捕獲された動物を長時間保管すると、動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）違反となりますので、速やかに委託事業者に連絡してください。
- 上記7について、生活環境被害への対応・対策は、ご自身で任意の専門業者に依頼してください。費用は自己負担です。契約の前に複数の事業者から見積もりを取ることをお勧めします。

## 2 担 当

足立保健所 生活衛生課 動物愛護係  
住所：足立区中央本町一丁目5番3号  
電話：03-3880-5375